

災害救助法適用地域在住の2026年度入学者への特別措置

本学では災害救助法適用地域在住で2025年度に被災された2026年度入学者に対し、次の特別措置を講じます。

対象	<p>① 家計支持者の居住する家屋が全壊（全焼、全流失、大規模半壊）、半壊、一部損壊の被害を受けた場合。</p> <p>② 家計支持者の収入が当該災害により喪失または激減した場合。</p> <p>原則として、公的機関等の罹災証明書および収入（所得）証明書の提出により判定します。</p> <p>また、必要に応じて戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、修繕費（見積り）等を提出していただく場合があります。</p>																				
内容	<p>減免措置は下記のとおりです。</p> <p>A. 入学検定料と入学金の返還、1年間の学費等免除</p> <p>B. 入学検定料と入学金の返還、半期分（前期分）の学費等免除</p> <p>C. 見舞金（その被害の程度に応じて3万円、5万円、10万円を支給する）</p> <p>● 返還金と見舞金は、「学校法人 渡辺学園」名義で2026年6月末までに振込にて返還・支給する予定です。</p> <table border="1"><thead><tr><th>収入状況 家宅等被災状況</th><th>収入喪失</th><th>収入激減</th><th>変化なし</th></tr></thead><tbody><tr><td>全壊</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>半壊</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td></tr><tr><td>一部損壊</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>被害なし</td><td>A</td><td>B</td><td></td></tr></tbody></table> <p>※家宅等とは、家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段</p>	収入状況 家宅等被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし	全壊	A	A	A	半壊	A	A	B	一部損壊	A	B	C	被害なし	A	B	
収入状況 家宅等被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし																		
全壊	A	A	A																		
半壊	A	A	B																		
一部損壊	A	B	C																		
被害なし	A	B																			
手続き方法	<p>特別措置申請者は、入学後に申請を行ってください。</p> <p>① 被災者特別措置申請書・返還金振込依頼書（本学所定用紙）</p> <p>◆所定用紙はアドミッションセンターにお問合せのうえ取得してください。</p> <p>② 罷災証明書（市区町村発行）</p> <p>③ 2024年度・2025年度の収入（所得）証明書または源泉徴収票（コピー可）</p> <p>および災害により収入の喪失または減少がわかる証明書（失業等）、自営業の場合も被災状況を証明する書類およびその説明書（A4用紙様式自由）を提出してください。</p> <p>①②③の提出書類をそろえ、封筒（各自準備）に「災害救助法被災者特別措置願」と朱書きし、以下の提出先に提出してください。</p>																				
提出期限	2026年4月10日（金）																				
提出先	入学前：〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 アドミッションセンター 入学後：板橋キャンパス 〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 学生支援課 狭山キャンパス 〒350-1398 埼玉県狭山市2-15-1 東京家政大学 学務課																				
問い合わせ先	〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 アドミッションセンター ☎ 03-3961-5228																				